

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 16 日

令和2年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 9 月 1 5 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	令和2年9月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和2年9月16日 午後1時35分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 勇	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	垣 花 健		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長兼 船舶・観光課長	松 田 力		
	教 育 課 長	中 村 悟		

令和2年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（令和2年9月16日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第37号～議案第48号まで）
3	議案第37号	専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第4号））
4	議案第38号	令和2年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
5	議案第39号	令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
6	議案第40号	令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
7	議案第41号	令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
8	議案第42号	令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議案第43号	令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
10	議案第44号	令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
11	議案第45号	令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
12	議案第46号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
13	議案第47号	座間味森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
14	議案第48号	座間味村辺地に係る総合整備計画の変更について
15		提出議案の説明（同意第3号～同意第7号まで）
16	同意第3号	座間味村農業委員会委員の任命について（金城勝英）
17	同意第4号	座間味村農業委員会委員の任命について（与那嶺房子）
18	同意第5号	座間味村農業委員会委員の任命について（豊島正彦）
19	同意第6号	座間味村農業委員会委員の任命について（西田吉之介）
20	同意第7号	座間味村農業委員会委員の任命について（中村正男）
21		提出議案の説明（報告第3号～報告第5号まで）
	報告第3号	令和元年度健全化判断比率の報告について
	報告第4号	令和元年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）
22	発議第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
23		議員派遣の件について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村 勇議員及び6番 宮平清志議員を指名いたします。

日程第2．議案第37号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第4号））から、議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、今日も一日よろしくお願いをいたします。それでは議案第37号から御説明を申し上げますが、せんだって行われました全員協議会の中で説明をさせていただいておりますので、詳細につきましては省かせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第37号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度座間味村一般会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

新型コロナウイルス感染拡大予防対策及び定住促進住宅改築工事の危険箇所対策に伴う追加工事分の予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和2年8月12日

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,990千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,117,545千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年8月12日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		395,677	7,860	403,537
	2 国庫補助金	364,836	7,860	372,696
16 繰入金		84,532	18,130	102,662
	2 基金繰入金	60,532	18,130	78,662
歳入合計		2,091,555	25,990	2,117,545

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		431,817	7,860	439,677
	1 総務管理費	396,287	7,860	404,147
7 商工費		137,826	200	138,026
	1 商工費	137,826	200	138,026
8 土木費		278,056	17,930	295,986
	6 住宅費	5,024	17,930	22,954
歳出合計		2,091,555	25,990	2,117,545

議案第38号

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,913千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,202,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 地方特例交付金		0	432	432
	1 地方特例交付金	0	432	432
9 地方交付税		840,000	26,869	866,869
	1 地方交付税	840,000	26,869	866,869
11 使用料及び手数料		83,587	△85	83,502
	1 使用料	77,342	153	77,495
	2 手数料	6,245	△238	6,007
12 国庫支出金		403,537	54,052	457,589
	1 国庫負担金	29,476	△4,346	25,130
	2 国庫補助金	372,696	58,398	431,094
13 県支出金		301,180	△17,113	284,067
	1 県負担金	17,590	△933	16,657
	2 県補助金	245,979	△12,990	232,989
	3 県委託金	37,611	△3,190	34,421
16 繰入金		102,662	15,000	117,662
	2 基金繰入金	78,662	15,000	93,662

款	項	補正前の額	補正額	計
17 繰越金		20,000	4,254	24,254
	1 繰越金	20,000	4,254	24,254
19 村債		222,000	1,504	223,504
	1 村債	222,000	1,504	223,504
歳入合計		2,117,545	84,913	2,202,458

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		36,319	△100	36,219
	1 議会費	36,319	△100	36,219
2 総務費		439,677	25,919	465,596
	1 総務管理費	404,147	25,976	430,123
	2 徴税費	13,618	△289	13,329
	3 戸籍住民基本台帳費	16,215	232	16,447
3 民生費		173,970	5,983	179,953
	1 社会福祉費	136,612	5,604	142,216
	2 児童福祉費	37,344	379	37,723
4 衛生費		598,706	35,203	633,909
	1 保健衛生費	83,122	34,223	117,345
	2 清掃費	515,584	980	516,564
6 農林水産費		57,156	△5,597	51,559
	1 農業費	16,038	600	16,638
	2 林業費	20,340	1,594	21,934
	3 水産業費	20,778	△7,791	12,987
7 商工費		138,026	△4,170	133,856
	1 商工費	138,026	△4,170	133,856
8 土木費		295,986	△11,001	284,985
	1 土木管理費	14,592	△7,628	6,964
	2 道路橋りょう費	28,332	1,833	30,165
	3 河川費	10,253	△4,745	5,508
	5 下水道費	34,432	△1,400	33,032
	6 住宅費	22,954	3,546	26,500
	7 空港費	23,103	△2,607	20,496
9 消防費		19,558	4,053	23,611
	1 消防費	19,558	4,053	23,611

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		217,380	34,623	252,003
	1 教育総務費	97,026	△1,269	95,757
	2 小学校費	45,460	21,508	66,968
	3 中学校費	9,565	18,737	28,302
	4 幼稚園費	33,948	△4,579	29,369
	5 社会教育費	5,514	226	5,740
歳出合計		2,117,545	84,913	2,202,458

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
1 臨時財政対策債	20,000	1,504	21,504	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 令和2年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め15年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	20,000	1,504	21,504			

議案第39号

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,182千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221,376千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		0	770	770
	2 国庫補助金	0	770	770
10 繰入金		21,929	638	22,567
	1 一般会計繰入金	21,929	638	22,567
11 繰越金		1	39,774	39,775
	1 繰越金	1	39,774	39,775
歳入合計		180,194	41,182	221,376

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,004	△380	12,624
	1 総務管理費	12,976	△380	12,596
2 保険給付金		109,687	37,048	146,735
	1 療養諸費	92,756	26,608	119,364
	2 高額医療費	15,769	10,000	25,769
	3 出産育児諸費	842	420	1,262
	4 葬祭諸費	10	20	30
3 国民健康保険事業納付		55,073	1,508	56,581
	1 医療給付費分	41,893	568	42,461
	2 後期高齢者支援金等分	9,578	466	10,044
	3 介護納付金分	3,602	474	4,076

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸 支 出 金		50	272	322
	1 償還金及び還付加算金	50	272	322
10 予 備 費		10	2,734	2,744
	1 予 備 費	10	2,734	2,744
歳 出 合 計		180,194	41,182	221,376

議案第40号

令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,447千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		2,830	968	3,798
	1 一般会計繰入金	2,830	968	3,798
5 繰 越 金		1	479	480
	1 繰 越 金	1	479	480
歳 入 合 計		7,411	1,447	8,858

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		104	968	1,072
	1 総 務 管 理 費	104	968	1,072
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		7,291	479	7,770
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	7,291	479	7,770
歳 出 合 計		7,411	1,447	8,858

議案第41号

令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,183千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		760,286	△125,094	635,192
	1 運航収入	755,639	△125,075	630,564
	2 営業収益	4,645	△19	4,626
2 繰越金		1	24,889	24,890
	1 繰越金	1	24,889	24,890
5 基金繰入金		24,000	74,022	98,022
	1 基金繰入金	24,000	74,022	98,022
歳入合計		784,287	△26,183	758,104

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		539,821	△31,197	508,624
	5 燃料潤滑油費	227,676	△70,000	157,676
	9 船費	300,648	38,803	339,451
2 営業費用		107,939	5,014	112,953
	5 店費	93,472	5,014	98,486
歳出合計		784,287	△26,183	758,104

議案第42号

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,674千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		52,270	33,497	85,767
	1 繰入金	52,270	33,497	85,767
7 繰越金		1	177	178
	1 繰越金	1	177	178
歳入合計		173,881	33,674	207,555

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		129,404	33,674	163,078
	1 営業費	129,404	33,674	163,078
歳出合計		173,881	33,674	207,555

議案第43号

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,241千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,236千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		34,432	△1,400	33,032
	1 繰入金	34,432	△1,400	33,032
5 繰越金		1	159	160
	1 繰越金	1	159	160
歳入合計		68,477	△1,241	67,236

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		45,856	△1,241	44,615
	1 下水道事業費	45,856	△1,241	44,615
歳出合計		68,477	△1,241	67,236

議案第44号

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		8,100	21	8,121
	1 繰入金	8,100	21	8,121
6 繰越金		1	31	32
	1 繰越金	1	31	32
歳入合計		12,781	52	12,833

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		8,271	52	8,323
	1 漁業集落排水事業費	8,271	52	8,323
歳出合計		12,781	52	12,833

議案第45号

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	27	28
	1 繰越金	1	27	28
歳入合計		3,547	27	3,574

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,841	27	2,868
	1 農業集落排水事業費	2,841	27	2,868
歳出合計		3,547	27	3,574

議案第46号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

フェリー及び新造高速船の大型化に伴い上級資格を必要とする海事職（機関）を確保し、通年安定した運航を図るため定員を増員する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第10号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中その他の職員「17」（海事職）を「18」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議案第47号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第35号）の全部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村森林体験交流促進施設の利用における、利用期間、利用要件等を定める必要がある。また、指定管理者関連条文の一部削除をあわせて行う必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第11号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（令和元年座間味村条例第35号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 この条例は、座間味村の恵まれた自然環境と独特の伝統文化等の資源を有効に活用できるように村の特性を活かした体験滞在型交流観光を促進させるとともに、地域の活性化を図るため、座間味村森林体験交流促進施設（以下「施設」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 座間味村森林体験交流促進施設

位置 座間味村字古座間味地内

（施設）

第3条 施設を構成する設備の名称及び内容は別表第1のとおりとする。

（施設の管理）

第4条 施設は、座間味村長（以下「村長」という。）が管理する。

（指定管理者による施設の管理）

第5条 村長は、施設の目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であつて村長が指定

するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（利用の許可）

第6条 施設を利用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（目的外利用等の禁止）

第7条 第6条の許可を受けた者（以下利用者）は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用の制限）

第8条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第6条の許可について利用の制限その他必要な条件を付ける事ができる。

（利用の停止又は取消）

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときほ、村長は利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

（1）この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

（2）使用の許可の条件に違反したとき。

（3）その他村長が必要があると認めるとき。

（利用期間・利用要件）

第10条 利用者の利用期間は、1年間（4月～3月）とし、最長3年まで更新することができる。

2 利用者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

（1）利用者は、本村に住民登録をして1年以上となる者。

（2）村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。

（3）利用者は、個人及び村内に拠点を置く法人又は個人事業主とする。

（利用者の責務）

第11条 利用者は、次の各号に掲げる責務に従わなければならない。

（1）施設及び施設周辺の清掃、維持管理。

（2）その他、村長が必要があると認めるもの。

（利用料金）

第12条 施設の利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内で指定管理者が村長の承認を得て定めた額とする。

2 別表第2に掲げるもの以外のものに係る利用料金は、指定管理者が村長の承認を得て定める。

（利用料金の減免）

第13条 村長が公益上その他必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条の規定により指定の許可を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 施設を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(賠償及び事故の免責)

第17条 村長は、施設の利用により生じた一切の事故及び損害については賠償の責任を負わない。

(指定管理者の指定の期間)

第18条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際にこの条例による改正前の座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく利用の承認を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

通番	設備の名称	内容
1	管理棟	お土産店、飲食等
2	シャワー室	
3	トイレ	
4	その他	駐車場、周辺の木々等

別表第2（第12条関係）

名称	区分	単位	利用料金
管理棟		1月	
シャワー室		1回	300円
備考			
1 管理棟は、1月の利用料金は、30,560円とする。			
2 その他の施設利用料金は、村長の定める額とする。			

座間味辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味辺地に係る総合整備計画（平成29年度～令和3年度）について、座間味村下水道ストックマネジメント事業の追加が生じたため。

これが、本議案を提出する理由である。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第3. 議案第37号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

これは歳入歳出どちらでもよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

いいですよ、はい。

○ 5番（中村 勇議員）

おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。私のほうから、一つ聞きたいことがあります。歳出7ページ、土木費の住宅建設費、定住促進住宅改修工事、これは追加工事とあります。これ場所はどこだったのでしょうか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いいたします。今回の場所ですが、阿嘉島の元民宿の改修工事となっております。場所は阿嘉島のほうの、現在工事を行っている場所の追加分となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

追加工事とありますけれども、主にどういった修繕をまたやろうということなんですか。分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

一緒にひび割れ等、鉄筋等のさび等により将来漏水が見込まれるだろうということで、また屋上のほうの防水についても今回で追加となっております。かなり躯体のほうが老朽化によって、やはり工事を始めて中の蓋を開けてみますとひび割れ等も結構あるということで、今回そちらもしっかり対応しようということで追加とさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

この進捗状況がこういうような形で今進んでいるわけでありましてけれども、いつ頃終わる予定か、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

当初のほうでは9月を見込んでいたんですけども、実はおとこの工程会議で現場のほうからコロナにかかり職人の手配、そしてフェリー等が台風等で欠航が生じたということで、工程表の見直しで年内まで伸ばしたいということで、今協議を図っているところです。いずれにしても、今のところは改定契約をして年内では収めたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。じゃあよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じページの一般管理費、備品購入で、字のごとく新型コロナウイルス対応搬送車両の購入費ということですけども、これは要するに救急車両みたいなものを購入するという予定なんですか。その辺詳しいことを教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回の車両は特殊車両ということで、コロナに特化した車両となっております。簡単に言いますと運転席側と患者さんを乗せる7名乗りのワゴンタイプの車両でございますが、運転席と後部の座席をビニールシートで仕切って、クーラーの風圧と後ろのほうがまたマイナスの風圧によって飛沫が運転席に来ないということで、1社がこういった車両を造っておりまして、今回こちらのほうを購入させていただきました。そういった特殊車両となっております。救急車とはまたちょっと違う、一般車両なんですけれども、コロナの軽患者を搬送するということでの購入となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。その際、運転手は防護服とかそういうのも着て搬送するという体制を取るわけですか。その辺まで分かるのであれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

救急車の場合はフル装備の防護服を着るんですけども、こちらについてはガウン仕様でも大丈夫じゃないかということで、納車されるときにまたトヨタとかにもお伺いして、密閉具合とか確認して、私たちとしてはガウン仕様でもいけるんじゃないかなと今見込んでおります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。予算的には、このぐらいで十分なんですか。そういう特殊車両であるんですけど。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

予算見積もりをいただいて、この予算で新車のほうは納まっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今、喜文議員と同じところで追加で。これは納車はいつぐらいになりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

実際は、おとといでナンバーがついて納車は終わっておりますが、抗菌作業を昨日行いました。あとフェリーでこちらまでの納車なんですけれども、来週の25日に、フェリーの予約等が連休中はちょっと厳しかったものですから、連休明けの25日にはこちらで納車させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

同じ質疑なんですけれども、これは患者が出た場合に、搬送するときに車ごと搬送するんですか、これ。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

搬送についてはいろんなパターンがあると思います。村内への移動ですね。例えば診療所までの移動、また本島に送られる際にはまた救急車もありますのでケース・バイ・ケースに、患者の容態によると思います。この辺はまた今後シミュレーションをさせていただきます。今の場合はいろんな搬送が予想されますので、十分有効に活用したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

同じところで7ページの、その上のほうです。感染症対策の公共施設抗菌委託業務、これは昨日村長がおっしゃっていたコーティングのことだと思うんですけども、これは今もうこの予算でいっぱいいっぱい使った状態なのか。もしくは、これから何か所か追加でやる場所が具体的に決まっていたら、ちょっと伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらの抗ウイルス抗菌作業でございます。これについては当初契約と、そして改定で文教施設等の学校関係を契約しまして、ほぼ全額もう契約を使っている状況になっております。施工については見積書どおりに全て、施工についてもおとといで終えている状況です。またさらに今後、今回の予算はこの金額ですが、見直したところまた必要が生じているところがあるということで、また今後も追加のほうは考えているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

その追加の場所なんですけれども、具体的に決まっていたらちょっと伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回施工していない、例えば各コミュニティーセンターのトイレ等はさせていただいたんですけども、本体自体はやっておりません。阿佐・阿真の集会場、そして慶留間の集会施設とか、阿嘉島の総合センター、そういったのを含めて、やはり不特定多数の住民が集まる場所、そして併せて文教関係、学校関係の避難場所であります体育館等がまだ未施工ですので、そういった場所も対象に追加したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ、それはもう早急にやっていただきたいですね。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

土木費でちょっと別のあれなんですけれども、ペンションくばのほうの工事の件ですけれども、この募集は大体いつ頃になりそうですか。この辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

募集については、まず条例の制定が必要でございます。条例制定については今回提案予定でしたが、ちょっとまだ詰めるところがありまして、一旦保留させていただいております。いずれにしても工期がまだ未定ですので、こちらのほうをしっかりと見極めてといたしますか、工期をしっかりと設定して、それからまた募集期間等を定めていきたいなと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ早めに、住民のほうからも結構聞かれているものですから、それをできれば早めをお願いします。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第4号））についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 専決処分の承認について（令和2年度座間味村一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第38号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

8ページです。8目の教育費国庫補助金、ネットワーク環境整備費の補助金なんですけれども、これは各学校同じタイミングでできそうですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

この事業なんですけれども、年内で3校とも整備する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

14ページのほう、衛生費のほうです。インフルエンザ予防接種のほうです。これは年々データ的に増えているのか、減っているのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいま手持ちの資料等はありませんが、担当者には確認しております。昨年の実績でございますが、村民全体当たり去年は65%、約580件の接種があったということを聞いております。今回増加ということで、約8割ぐらいに上がるんじゃないかということで、8割の接種者がいるんじゃないかということで見込んでおります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

インフルエンザと、また今コロナが重なって、やはりインフルエンザの予防接種が増えると思うんですよ。ですからその辺のデータの出し方は前年対比でかなりアップしておかないといけないんじゃないかなと思ったんですけれども、それについてちょっと伺いたいんですけれども。データ的に、この四、五年のデータでどういう傾向で右肩上がり everybody 受けているのかというのを、その辺のデータを知りたかったものですから、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

担当者とは口頭での資料確認はしましたが、まだデータ的に年度で何%打ったとか、何名打ったとかというのはちょっとまだ把握しておりませんので、もしお時間いただければまた担当者のほうに確認させていただきたいと思います。また追って提供できればさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ぜひよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では17ページ、お願いします。9款の消防費ですけれども、工事請負費の中に阿嘉地区集落内消火栓設置工事、やっと予算が組まれています。これは阿嘉区だけですか。それと何基つける予定とか、分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回阿嘉島の本管工事がございますので、場所については阿嘉のほうの取付工事となっております。あとまた設置基数については、ちょっと今私のほうが資料が手元になくて把握しておりませんが、追って確認させていただきます。こちらについては見積りのほうを徴集しておりますので、それで基数が確認できると思いますので、また併せて追って回答させていただきます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

やはり消防関係では大事なものでありますので、ひとつよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

14ページ、全協でもお聞きしましたけれども農林水産費の一括交付金のサンゴ（海の花）育成・植付事業が取下げで、781万2,000円というふうに取り下げているんですけれども、その理由は。座間味村にとってサンゴはこれから幾らでもあってほしいと思うんですけれども、この理由をちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

事業実施主体は漁協であります。漁協の報告によりまして人手が足りないということで今年度は事業を撤退したいということで申入れがありましたので、それを受け付けてこちらのほうを減額させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。でもこれはやはり協力体制を組んで、サンゴの植付けですから本村にとっては一番大事なことはあると思いますから、今後また見直しもあれば協力要請をやっていただきたいと思います。意味は分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

すみません、戻ります。7ページの11款衛生使用料のほうで墓地公園永代使用料のところなんです、15万3,000円予算が組まれておりますが、この目的としては恐らく墓地公園の草刈りだったり周辺美

化だと思うのですが、この利用者からの要望で、草刈り等その辺の清掃などはおのこの自分でそれぞれができるというか、やるべきだという考えがあって、できればこの予算を利用して水道の設置ができないかという要望を聞いているのですが、その辺いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

御提案ありがとうございます。ただいまこちらのほうの予算については、座間味のほうで1基申込みがございましたので、これの永代の使用料ということで条例に基づく金額の予算を計上させていただいております。そしてあと草刈り等に関しましては、現在各字区に美化作業ということで委託をしております。こちらのほうで今回7月とか1月とかに草刈りをするようにということでお願いをしているところでございます。草刈りの維持管理費としましては、1基当たりから1,500円を頂戴しております。この費用を充てて草刈り作業は実施しております。また水道につきましては、5字区に墓地公園がございますので、そちらに水道を引くとなるとかなりの高額な額になるのかなということで、ちょっと今のところはまだすぐにはお答えができない状況です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

予算も伴うことですので、何件か要望も来ております。ぜひ今後検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

15ページ、土木費、土木総務費で給与から退職金まで含めて全て減額になっています。というのはこれ、単純に言うと約1人分の給与、その他福利厚生等だと思うんですけども、これは結局職員がそこから撤退、あるいは減らす、あるいは別の部署に移動して、そこからの給与等でそういうふうな割りつけになっているのか。その辺をちょっと教えていただけますか。どういう形で、この約1人分の給与、それからこういったのを減らしているのか。ちょっとお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的に4月1日の人事異動に伴って、土木費以外の全て予算の組替えとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちょっと勉強不足で素人みたいな質疑になると思うんですけども、14ページの衛生費の車両修繕費、これはくみ取り車両というふうに全協では伺ったんですけども、これは90万円あるじゃないですか。あ

る意味ランニングコストでまた壊れる可能性があります、車両等は。この予算を下水道設置の補助として回すという方法というのは取れないのでしょうか。すみません、ちょっと素人みたいな質疑で。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これは一般バキューム車のことでございますが、村のほうで単費で購入した車両になっておりまして、やはり修繕等についても、もう単費でしかできなくて、やはり下水道料金からこちらに充てるとというのは、ちょっと充当は厳しいものかなと考えております。ちなみに今回は車体の修理でなくてバキューム部分の、心臓部分の丸ごとの取り替えということで、結構な金額がかかっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちなみに、これは今何件ぐらいありますか。大体でいいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今定期的に村の公共施設、民間のほうは公共の現場も今四、五件ほど歳入が上がってきている伝票を見ております。また公共のほうは下水道区域外の古座間味とか高月山のほうのトイレ等をくみ取っている状況でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。公共のほうもありましたね。すみません、失礼しました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

農林水産費の14ページ、一括交付金のサンゴの海の花の件で全協でも聞いたんですけども、それはマイナスのほうになっていますけれども、これから先もずっとこれはこういう形になるんですか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

詳しくは漁協と調整してないんですが、まず今年度は事業の取下げをしたいということですので、次年度以降に関しては細かいことはまだ、詳細は伺っておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

せっかく設備されていますので、その辺はちょっとうまく利用してほしいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

17ページ、非常備消防費です。当初予算が1,171万円で、今回補正で385万8,000円。これは阿嘉地区の集落内の消火栓の設備工事となっていますけれども、これはやはり今工事を進めているのか。それとも、させて見積りを取った段階で当初予算を上回るというような見込みで補正を組んでいるのか。あるいは、今現在進めている中で足りなくなってきた、そうになっているのか。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

基本的に座間味村内全域の消火栓が古いものですから、2年前から簡易水道事業で管路の更新が始まっておりますので、このタイミングでやったほうが効率がいいということで、今回は阿嘉地区の工事が入っているものですから、同時に消火栓の入替えもということで消防のほうと調整しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今聞きたいのは、要するに当初予算では足りないのか。それで補正しているのかということをお聞かします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

いえ、当初予算には計上しておりません。当初予算のときには消火栓のほうとまだうまく調整がいていなかったものですから、管路の工事は予定に入っていましたけれども、年度始まってから総務の消防のほうと調整してから、今回補正に出させていただいている状況であります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第39号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

一点だけ教えてください。7ページ、昨日の決算でもその話は少しやったんですけれども、この給付費2,650万8,000円、新年度始まって半年ぐらいますけれども、もちろんこれはちょっぴりということとはできないということはよく分かってはいますけれども、これだけ2,650万8,000円も補正として必要なのか。それだけ給付に係る人、あるいは病気している人と言ったらちょっと変な言い方ですけども、それぐらいあるんですか。ちょっとそこら辺。

○ 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

今回も2,000万円という金額となっております。実はこれまでの実績を見ますと、やはり村のほうで給付費は1億円を超えるのがもう実情となってきております。実は当初予算編成時には、やはり予算の財源がかなり厳しいということで、今回の決算の余剰金等が出ておりますので、そういったものでまた補正で限りなく実績に近い数字。当初予算はやはり3年平均で組ませていただいておりますが、今回財源が確保できておりますので、それに見合っただけで予算計上をさせていただいております。やはり最終的には1億円超えるのかなと見込んでおります。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 令和2年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第40号 令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。よろしいですか。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 令和2年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第41号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

航路に関しては、このコロナということでほとんどが減額ということで、これは見守る以外ないかなと思っていますけれども、一点だけ教えてください。全協でも少し言っていましたけれども9ページ、事務所費の中の備品購入、何かこれは自動検温器を導入するということはこの前全協で聞いた覚えがありますけれども、この316万円の使い道というか、これをちょっと説明願えますか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長(松田 力)

これは全協でもお話させていただきましたとおりサーモ測定の導入となっております。内訳につきましては、那覇事務所のほうが5台、座間味事務所2台、阿嘉事務所1台の予定となっております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ないですか。5番 中村 勇議員。

○ 5番(中村 勇議員)

9ページお願いします。9ページの船舶修繕費の中でドック費とありますけれども、船はどの船なのか。それといつ頃ドックする予定なのか。分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今回のドック費用の追加につきましては、一応高速船を考えております。高速船のドックの時期につきましても、今度リースする予定があります高速船との兼ね合いで、今ドックの期間については調整中でありませう。それに伴い、うまく次年度ドックを入れないような形で、売船できるような形に持っていきたいと思っておりますので、ちょっとドックの時期についてはもう少し検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今ここには載っていないんですけども、事務費に当たると思うんですけども、船が欠航したときに、チケットを買っている方の、島民の方の変更といいますか、その変更が窓口が一般の方と一緒にというのが、どうも住民には満足していないみたいなものでクレームがあるものですから、この事務のやり方をもうちょっとアイデアがないのかなと、住民からも話があったものですから。この間の30日、コロナの影響で欠航になりました。それで30日のチケットを買った方が、ネットをされていない方は、その日のことは那覇に行かれています方は分からないわけですよ。29日で2便出て、30日は欠航になったというようなことは分からないわけですよ。30日のチケットを買った方は、もう行ったら船が出ないと。そしたら台風に見舞われて、台風のときに、2日ですか、3日ですかね。それで出たときにチケットを購入しようとしたら、観光客と一緒に並べられたということで、それで何と言いますか、コロナでかえって怖がっている住民ですけども、それも何で後ろと一緒に並ばないといけないのと。窓口は一つは空いているのに、何で専用でつくらないのかと。そういう住民からの話があったものですから、それがこれを今後繁忙期にもそういうことが、台風に見舞われてそういう形に住民も観光客も一緒に同じような形で後ろに並ぶのか。それとも欠航になったときに窓口を別に設けてやるのかということ、今後のことなんです、それをお聞きしたいんですけども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

チケット、電話の予約等に関しては重ね重ねお話をさせていただいておりますが、航路事業者としては客の差別化はできないというのが大前提にあるので、御理解いただきたいと思います。逆に那覇事務所で以前トラブルがありましたけれども、村民の方を先にやったら「なぜあの方は先に帰るの」という観光客からも問合せがありました。そういったときに私たちも非常に答えづらいところがありますので、やはりその辺は全体的に客の差別化ができないというのが大前提でチケットの購入をしていただきたいと思いますので、村民の皆さんにも御理解いただきたいと思いますので、

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私が言うのは、やはり3つ窓口があるわけですよ。3つあるものですから、その表のほうに、もう一つのほうにチケットが変更になった方に窓口専用受付という形で、あれはスタンプを押すだけなんですよ。今日の日を押しただけなんですよね。本当にたった二、三秒ぐらいですよ。これをずっと後ろから並んでくる自体が、そういう専用の窓口を設けたほうが観光客としても、そのクレームはないんじゃないかなと私は思うんですけどもね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

やはり観光客の皆さんにもいろんな考え方がおりますので、今のは可能か不可能か、今即答はできませんが前向きに検討はしていきたいと思います。しかしながら、大前提には客の差別化はできないというのは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

今の差別化じゃないと思うんですけども、これは。それを設けるか、設けないかの話であって差別ではないと思いますけれども、住民の暮らしやすい村にということでの村長の所信表明もありますので、住民からのそういう問合せが何件かあったものですから私はそれを言うておりますので、やはりこういう形になると暮らしにくいとか、そういう船も以前もこういう形でチケットもそういう形になってきているんですけども、これはもう今そのまま以前の話はさておいて、また2回目はこういう形が起きているものですから、それはやはり私は住民の暮らしやすい村にしてほしいなど。こういうのは住民の足ですので、交通手段ですので、その辺はやはり考慮してほしいなどと思うんですけどね。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

垣花議員からの話もごもっともだと思部分もございしますが、また私たちといたしましてはやはり違うところで住民サービスに心がけているところもございします。簡単に言いますと、島発の往復料金が安くなっていたりとか、そういったところでの住民へのサービスをさせていただく。見えるところでなかなか差別化が図れないというのはうちの課長から話があったとおりでございまして、例えば窓口が1個空いていて、職員が中に数人いるにもかかわらず、3つあるうちの2つしか使っていなかったとか、例えばそういうことがあれば改善の余地は出てくるかと思います。そのときの状況が私も分かりませんし、うちの課長もそのときがどういう状況か分かりませんから一概には言えないとは思うんですけども、そういうことがあるのであれば、職員が余っていて窓口が1個空いているのであれば、例えばそこを使うというのは一つの考え方として、非常にお客さんの利便性の向上にはつながるといふふうに思っておりますが、これがまた島の方だけ、村民だけということになると、同じような事務手続を、同じような予約を取っているということと考えますと、心情的には私も一緒です。多分うちの課長も心情的には一緒だと思います。ただ、乗るお客さんを差別することができないというのは、差別という言い方もおかしいとは思うんですけども、同じような条件でチケットを購入していただくというのはやはり大前提になってしまう。その中で私たちができるのは、例えば予約とは別に島の人たちの分の席がある程度、5席、10席確保しておくとか、島発の船賃が安くなるとか、そういったところで住民の皆様にサービスをさせていただくというところに力を入れているわけではないんですが、どこの離島もそういう形でさせていただいております。特に私たちの座間味村、渡嘉敷村に関しま

しては利用するお客様が多いものですから、この前からいろいろ議論に出ている再予約の仕方とか、チケットが無効になるとかというところは、やはりある程度厳しくさせていただかないと利用する方々に対して逆に失礼になってしまうということは、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに思っております。改善できるところは改善すると課長からも話がありましたので、しっかりやるべきところがあるのであればそこはしっかりとやって、住民のみならず利用者の皆さんの利便性の向上に努めていきたいということでございますので、ぜひ御理解をください。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ期待していますので、改善してほしいなと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 令和2年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

先ほど一般会計補正予算の中で質疑の答弁保留がありましたので、総務福祉課長より答弁いたします。宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ありがとうございます。先ほど議案第38号で中村議員から御質疑のありました阿嘉島の工事に伴う消火栓の数でございますが、今手元で資料の確認が取れましたので御回答させていただきます。まず、現在阿嘉島には使用中の消火栓が4基ございますが、そのうち3基を今回撤去させていただいて、新たに8基の消火栓を設置させていただきます。こういった工事の内容となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

勇議員、よろしいですか。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ありがとうございます。

それでは日程第8．議案第42号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

歳出のほうですけれども、7ページをお願いします。その中に14節の工事請負費3,288万4,000円計上されていますけれども、これは阿嘉地区だという話を全協で聞いています。これは何か仮設とかそういうものなのかどうか、ちょっと分かれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

中村議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。これも今年度の工事だけど何月ぐらいからというのは、まだ分かっていないですね。分かりましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

工事に関しては、もう発注しております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

業者名を言いますが、中村建設がやっているものと思ってよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

現在請負しております中村建設の分の本管工事の入替えを補助事業の対象で当初から組ませてもらっていますが、これは本管工事の入替えの間の仮設の分ですので追加となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 令和2年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第43号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 令和2年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第44号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 令和2年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第45号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 令和2年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもお聞きしましたが、これは当然フェリー、あるいは高速船に伴って、特に私も関心ある部門なんですけれども、エンジン部分の職員の採用だと全協でお聞きしました。試験はこれからだということなんですけれども、これはここだけと言ったらちょっとあれなんですけれども、免許持ち。例えば4級、3級、それも条件として含まれているのか。そこら辺までちょっとお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

定数については1人、船員ということで機関員を見込んでおります。また試験については条例では決めてはおりませんが、やはりエンジンの馬力に見合った4級以上の方の採用を見込んでの募集を行っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第13. 議案第47号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この条例の見直しということですが、これに伴って今現在利用している方々というか、事業所の見直し等も考えているのかどうか。それにつながっていくのかどうか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今回に関しては事前に、もう先に今の利用者には条例を整備するので、今年度で一旦は退去してもらうということで通知はさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この中で第10条のほうの利用期間・利用要件の中で、「利用者の利用期間は1年間とし、最長3年まで更新することができる」とあります。ですから1回、その募集というか、そこに応募して当たれば3年間利用することができるということだと思っておりますが、それとは別に第18条のほうで指定管理者の指定期間の中で、この指定管理者というか、この第18条と第10条の違いをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずこの施設におきましては、今公共施設に関しましては指定管理者を置いてその施設を管理させるか、今の現状のように直営で村と契約してさせるかの二通りあります。直接村が賃貸する場合には、使用許可を出す場合には最長3年、あの施設自体も丸ごと指定管理者に管理をお願いするという場合には5年間。その店舗の使用許可を出すんじゃないくて、あの施設全体を指定管理者にもう任せるということになれば最長5年間ということで分けております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

じゃあどの形を取るかというのは、その都度違うのかお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今現在のところでは村直営で考えております。指定管理者で行った場合は、指定管理者の下で入居者の募集をして最長3年という形にはなりますので、あくまでも指定管理におきましては、あの施設全体の管理。この第10条の利用期間・利用要件に関しては、店舗の使用許可となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

以前の質疑の中で、この古座間味施設の老朽化に伴い、近々新しく建て替えも考えている時期があったと思いますが、今はどのような状況なのか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

今現在、まず施設は補助事業で造っていますので、財産処分等の手続きがどうなのかというのを調べております。また予算に関しては一括交付金をはじめ次年度で終わることから、今その予算を工面できるかという問題もありますので、実質予算的にはまだ計画はありませんが、まずは新しいまた振興策とかが始まって、沖縄県の予算とかいろいろな補助事業が出てくると思いますので、それを模索しながらやるために今しっかりと建物の財産処分を行って、そういった事業があるんでしたら、速やかにそこに移行していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

国立公園にもなっていますし、いろいろ古座間味施設、テラスも含めて老朽化に伴い危険な箇所も出てきていると思います。予算の都合もありますが、いい環境の中、観光客を受け入れられるような施設になればと思っていますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第47号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

ちょっと勉強不足で何も中身は分かっていないのですが、一点だけ。本来村の計画というか、将来を見据えての計画というか、その中でいろいろ村長の、村の施策の中でも考えることは今後の人口の維持だったりとか、人口をいかにして増やすかという中でいろいろ計画を考えるとと思うんですが、今この計画の中では、新旧対照表があるんですが変更後の人口を見たときに、変更前と変更後では変更後のほうが人口の数字が減っていると思うのですが、その意味と問題はないのか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まずこの人口の話をする、この計画人口ではなくて実数にこれはなっていると思うんですね。この計画をすることによって人口がどう変わりますということではなくて、今回のこの辺地に係る総合整備計画に関しては、上位には村の総合計画とかがあるんですけども、これはあくまでも過疎計画もそうなんです、この辺地に該当する地域があった場合に、ここに、計画書に乗っけて国・県の承認をいただくことによって事業、この承認を行う、今回は下水道が入ってきていますけれども、こういった事業を辺地の中でやりたいということ掲げると、国・県に承認をいただくと起債の辺地債が借り入れられるんですね。そうでなければ、例えば過疎債を借りるという方法もありますし、普通の一般の事業債を借りて、あと半分は下水債を借りるということもできるんですが、ただ過疎債もそうなんです、辺地債というのは辺地で借りると交付税バックが7割5分あるんですよ。過疎の場合は7割です。ほかの借り入れの起債のメニューよりは非常に、こちらのメニューを活用して辺地債を借り入れたほうが財政的な優遇措置が出てくるということありまして、あくまでもこれはこの辺地債を借りるための計画だというふうに、簡単に言うとそういう事業の中身になっておりますので、その辺は御承知おきいただきたいということと、先ほどの話は実数が書かれているということでございますので、その辺は御承知おきいただきたい。計画の中で人口が変わってくる

ということではございません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平讓治議員。

○ 1 番（宮平讓治議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第48号 座間味辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で午前の会議を閉じます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから午後の会議を始めます。

日程に入る前に、先ほどの補正予算の件で総務福祉課長から補足答弁がありますのでお願いします。宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

お時間ありがとうございます。午前中、議案第38号、一般補正予算にて、垣花太郎議員から御確認のありましたインフルエンザに係る予防接種率、こちらのほうをちょっと調べてまいりましたので御報告させていただきます。インフルエンザ、個人に係る予防接種ですので細かな数字は出ておりませんが、トータルでの接種率を出しておりますので御報告いたします。まず平成29年度、村の人口は927名でございました。そのうち接種は521名で、接種率で言いますと56.2%でございます。続いて平成30年度、村の人口につきましては942名、これに対して接種された方が535名で、接種率で56.8%。続いて直近の昨年、令和元年度でございますが村人口914人に対して、接種率が504名、接種率で55.1%。いずれも直近3年間、55%で推移しているということで御報告させていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

御丁寧にありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

それでは、日程第15．同意第3号から同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命についての提案者の説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今日はよろしくお願ひいたします。同意第3号から同意第7号がございますが、提案理由は同じでございますので同意第3号の提案理由だけ述べさせていただいて、4号以下につきましては説明を省略させていただきます。

同意第3号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉130番地
氏 名 金城 勝英
生年月日 昭和12年8月6日（満83歳）

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）により議会の同意を得る必要がある。

同意第4号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿佐46番地
氏 名 与那嶺 房子
生年月日 昭和27年10月25日(満67歳)

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)により議会の同意を得る必要がある。

同意第5号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉42番地
氏 名 豊島 正彦
生年月日 昭和40年11月9日(満54歳)

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要がある、農業委員会等に関する法律(昭和26年3月31日法律第88号)により議会の同意を得る必要がある。

同意第6号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉4 2 番地
氏 名 西田 吉之介
生年月日 昭和6 2年8月2 3日 (満3 3歳)

令和2年9月1 5日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律（昭和2 6年3月3 1日法律第8 8号）により議会の同意を得る必要がある。

同意第7号

座間味村農業委員会委員の任命について

下記の者を座間味村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 座間味村字阿真2 3 番地
氏 名 中村 正男
生年月日 昭和1 8年2月1 3日 (満7 7歳)

令和2年9月1 5日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律（昭和2 6年3月3 1日法律第8 8号）により議会の同意を得る必要がある。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで同意案件の説明を終わります。

日程第1 6．同意第3号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

農業委員、これは以前と違って村長の配下で何か指名されるということですがけれども、別にこの人たちに對しての不満というものはないんですけれども、1番の勝英さん、8 3歳、大分お年を召されているんです

けれども、大丈夫かなというのがただ一つ懸念されるのと、この委員を見てみると30代、50代、60代、70代、80代と入っていないのが、ほとんど各年齢別にいるような気がしてはいるんですけども、これはバランス的にそういうものって大丈夫ですかね。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こ年齢のバランスだけではなくて、例えば男女の比率とかいろいろなバランスがあるかと思いますが、農業委員に関する法律に関して何年か前に改正がございました。これまではどれぐらい以上の面積の農業をしている人、あるいは有識者の発想で選挙のほうで選ばれていたんですが、前回から法律が変わりまして、今回2回目になりますけれども、農業をしている方、していない方、自薦・他薦をもって、その募集期間に推薦、もしくは立候補といいますか、自分から届出をしてくると。そういう方々について私のほうで、村長が任命をした委員の中で募集に応募された方々の精査をしていただいて、このたび私宛てに答申が来たメンバーがこの5名でございます。この5名を私たちのほうで議員のほうに、議会のほうに諮っているわけですけども、その中で得てしてバランス、年齢的なものとかそういったものは特に見ておりませんで、上がった人をしっかりと精査をして、その中でこの役職についていただく方として適任かどうかというのを委員の方に精査をしてもらっている状況でございますので、私たち執行部のほうで年齢がどうのこうのということはありません。結果としてこういう形になったということでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

任期の途中に、もし選ばれた人が不適切だなと、そういう行動をしたり、そういう適当でないと思われた人に対しては、どのような処分というか、規定みたいなのはあるんでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

この委員の方が専任されたら、村とはもう別の機関となりますので、村としてこの農業委員会に対して口出し等、意見等をすることはできないと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それでは、この委員会の中での話合いということになるわけですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

議会事務局と農業委員会と同様に、もう全く別の機関となりますので、それはもう農業委員会の会長権限になると考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから同意第3号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって同意第3号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第17. 同意第4号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

進行してよろしいですか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

すみません、同意4号に限っての質疑ではないんですが、この5名の方が任命されていますが、本村には5字あります。阿佐、阿真、座間味、阿嘉、慶留間とありますが、それぞれ見てみますと阿嘉地区から3名、阿佐地区から1人、阿真地区から1人。地区から選んだわけではないと思うのですが、今後の選考を考える上で、やはり農業委員会というのは農地を管理というか、適正に使われているかチェックする機関でもあると思います。それぞれの地区にできれば1人いたほうが身近に、日々農地が適正に利用されているかチェックできると思いますので、今後というか、そういう面も含めて選考基準の中に入れると、より農地に違法な行為が及ぶことを未然に防ぐことにもつながると思いますので、今後その辺も基準というか、選考基準の中で頭に入れていただけたらなと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まず初めに農業委員会等に関する法律の改正で、まず農業委員会の人員、また農業委員会の同じ機関とい
いますか、属するので、農業委員会の農地利用最適化推進委員も同時に公募しておりました。その中で公募
した中で応募が2件あって、その評価委員会のほうではその方の案件も出してありますが、残念ながら候補
には上がらなかったのもので、今回村長の答申のほうには入っていませんが、やはり農業委員会と同じ報酬で、
農業委員みたいに権限はないんですが、今後も農地利用最適化推進委員とかも数多く拾いながら、今議治議
員がおっしゃった各地区にそういった農業委員じゃなくても、この最適化推進委員等も配置できたらしっか
りと農地を守れると思いますので、今回はこれで終わりましたが、また次回の3年後、そういったものも勘
案しながら取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

今課長のほうから出た農地利用最適化推進委員の選考というのは、農業委員の中から決めていくというこ
とですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長兼船舶・観光課長。

○ 産業振興課長兼船舶・観光課長（松田 力）

まずは今回の農業委員の評価委員会のほうで、こちらのほうも投げております。その中では採択されませ
んでしたので、また農業委員会で再度提案しますが、ここで採択されていないということは農業委員会でも
恐らく採択はされないだろうと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

宮平議員からの話はごもっともだと思っております。各地域から出したいのはやまやまなところもございま
す。ただ、公募をかけているということで私たちのほうから特定の方にお声がけをするというのは非常に、
外から見た場合にどういった形に見られるのかということもございまして、理想としては各字から行ったほう
がいいとか、男の方、女性の方というバランスも含めていろいろ考えるところはございますけれども、そう
いう制度になっておりますので、なかなか私たちのほうから声がかけれないということも併せて御理解を
いただければと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第4号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第4号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第18. 同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第5号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第19. 同意第6号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第6号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第6号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第20. 同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。
これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって同意第7号 座間味村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

日程第21. 報告第3号 令和元年度健全化判断比率の報告についてから、報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について(沖縄県町村土地開発公社)までを一括報告といたします。

本案については、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

では御説明いたします。

報告第3号

令和元年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和元年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.2	154.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第4号

令和元年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「－」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

令和2年9月15日提出

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第22. 発議第1号 新型コロナウイルス感染症に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

この採決は起立によって行います。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

発議第1号

令和2年9月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮平清志
賛成者 座間味村議会
議員 宮平讓治

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫構助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月16日

座間味村議会議長 中村 秀克

日程第23. 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありません。

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和2年9月16日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件名 令和2年度 町村議会議員・事務局職員研修会

- (1) 目的 自治体の防災・減災対策と災害時の議会議員の役割及び町村議会議員選挙及び町村長選挙の選考公営についての研修を得て地域で活用したい。
- (2) 派遣場所 かでな文化センター
- (3) 期 間 令和2年10月23日(金)～10月24日(土)の2日間
- (4) 派遣議員 全員(6名)

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年第3回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (午後1時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志